

鹿沼市監査委員告示第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第5項の規定による随時監査(工事監査)を執行したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和2年3月25日

鹿沼市監査委員 高田悦夫

鹿沼市監査委員 谷中恵子

- |         |  |
|---------|--|
| 1 監査の期日 | 令和2年2月5日   |
| 2 監査の対象 | 極瀬川遊水池整備工事<br>TKCいちごアリーナ照明改修工事<br>こどもの遊び場兼休憩施設整備事業 |
| 3 監査の範囲 | 当該工事に係る施工等に関する事項                                   |
| 4 監査の方法 | 関係書類の調査、工事現場の視察及び関係職員からの聞き取り調査                     |
| 5 監査の結果 | 上記方法により総合的に監査した結果、指摘すべき事項はないものと認められた。              |